

生物群集保護林の地帯区分について

1 概略

(1) 目的

保護林を効率よく適切な管理を行うため、平成 31 年 3 月 28 日付け林野庁長官通知に基づき、保存地区（コア）と保全利用地区（バッファ）を設定することとし、必要な区域を検討のうえ保護林に編入することとする。

(2) 名称及び所在：八丁池・皮子平生物群集保護林（伊豆森林管理署）

所 在：静岡県伊豆市宇桐山 8 9 2 の 2 国有林 1 8 1 い林小班外

2 設定にあたっての考え方

(1) 保存地区（コア）：原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる区域とし、現在設定の保護林をベースとする。

(2) 保全利用地区（バッファ）：天然林については保存地区と同様。

人工林については、育成複層林施業等により将来的には天然林への移行を図る区域とし、必要に応じ草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理の対象とすることができる。また、新規にバッファを設定した区域については、保護林に編入することとする。

(3) 設定等

国有林においては、保護林に配慮した施業や取扱いが可能なことから、設定幅については関東森林管理局「森林の管理経営の指針（令和 2 年 4 月）」の保護樹帯設定基準に準拠し、概ね 50 m を確保することとする。保護林区域外の外側に自然公園特別地区、鳥獣保護区特別地区、保安林等の法令制限等規制があるなど、大規模な開発が見込めないと判断される場合には、保全利用地区を設定しない場合がある。

3 地帯区分検討について：

地帯区分検討を要する八丁池・皮子平生物群集保護林については 2015 年（平成 27 年）の保護林制度の見直しを受け、八丁池ブナ群落林木遺伝資源保存林（設定面積：252.58 ha）及び皮子平ブナ・ヒメシャラ植物群落保護林（設定面積：4.06ha）を統合・拡充し現在の面積で設定。

設定当時は、伐採計画や利活用が見込まれる区域等を除き保護林を拡大し設定した。地帯区分を検討するにあたり、設定当時の経緯から保全利用地区を地形等条件を勘案

しつつ現保護林内約 50m 幅を目安に設定することとし、保護林外で天然林が隣接している場合は、保全利用地区に編入することとした。

なお、保護林西側に位置する 181 林班及び 639 林班に隣接する区域については、水源かん養保安林、保健保安林、富士箱根伊豆国立公園特別地区 3 種に指定されていること、併せてレクリエーションの森（通常よりも施業等への制約大きい）として自然休養林に設定されていることから、大規模開発や施業を行う場合、法令による制限とレクリエーションの森管理経営方針書において自然保護、環境及び風致の保全形成が留意事項として定められていることから、保存利用地区は設定しない。

○設定内訳

当初： 八丁池・皮子平生物群集保護林 設定面積：636.75 ha

○地帯区分検討後：

当初設定面積 636.75 ha のうち 569.17 ha を保存地区へ変更
" " のうち 67.58 ha を保全利用地区へ変更
拡幅（新規） 79.28 ha を保全利用地区へ追加

変更後

保存地区（コア）	：	<u>569.17 ha</u>
保全利用地区（バッファ）	：	<u>146.86 ha</u>
<u>保護林設定面積計</u>	：	<u>716.03 ha</u>

4 スケジュール：

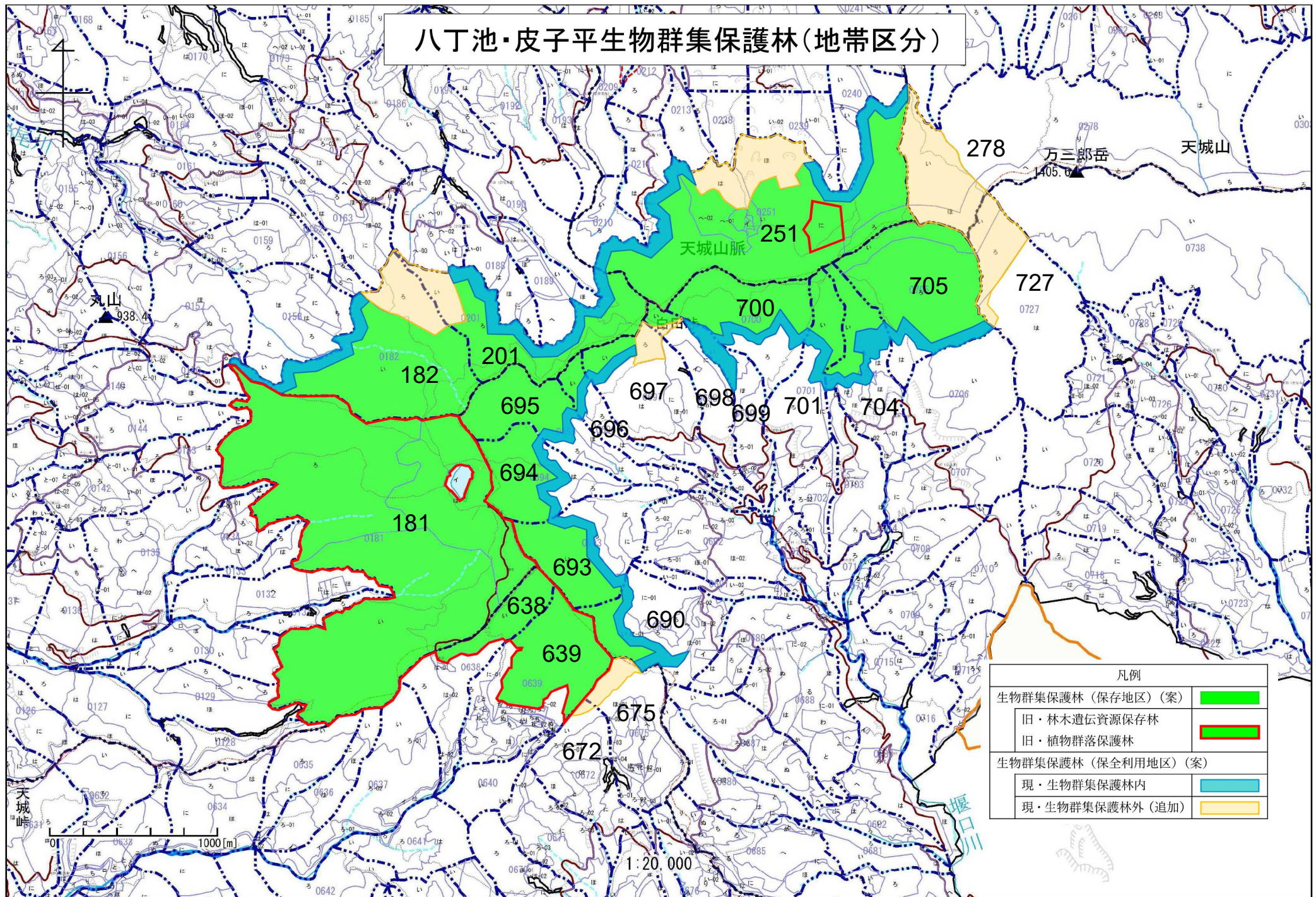
計画（案）の縦覧（お知らせ）を令和 3 年 11 月中旬から 1 ヶ月間行い、併せて意見書提出を受け付けのうえ、令和 4 年 4 月 1 日樹立の伊豆地域「地域別の森林計画」「地域管理経営計画」「国有林施業実施計画」に掲載。

5 添付書類

- (1) 位置図等
- (2) 森林の管理経営の指針（令和 2 年 4 月） 一部抜粋

※令和 3 年 7 月 6 日付けにより保護林管理委員会照会済

八丁池・皮子平生物群集保護林(地帯区分)



凡例	
生物群集保護林 (保存地区) (案)	
旧・林木遺伝資源保存林	
旧・植物群落保護林	
生物群集保護林 (保全利用地区) (案)	
現・生物群集保護林内	
現・生物群集保護林外 (追加)	

八丁池生物群集保護林地帯区分一覽

林班	保存地区	保全利用地区	計	現設定面積	保存地区		保全利用地区			合計
					指定面積	小計	分割	新規	小計	
181	211.26	0	211.26	211.26	211.26	211.26	0	0	0	211.26
182	46.07	18.78	64.85	54.02	46.07	46.07	7.95	10.83	18.78	64.85
201	26.61	15.72	42.33	36.53	26.61	26.61	9.92	5.8	15.72	42.33
251	84.94	33.16	118.1	99.71	84.94	84.94	14.77	18.39	33.16	118.1
278	0	23.47	23.47	0	0	0	0	23.47	23.47	23.47
638	12.2	0	12.2	12.2	12.2	12.2	0	0	0	12.2
639	29.12	0	29.12	29.12	29.12	29.12	0	0	0	29.12
672	0	0.66	0.66	0	0	0	0	0.66	0.66	0.66
675	0	3.94	3.94	0	0	0	0	3.94	3.94	3.94
690	6.12	5.69	11.81	11.81	6.12	6.12	5.69	0	5.69	11.81
693	17.04	4.33	21.37	21.37	17.04	17.04	4.33	0	4.33	21.37
694	17.42	4.5	21.92	21.92	17.42	17.42	4.5	0	4.5	21.92
695	18.46	2.11	20.57	20.57	18.46	18.46	2.11	0	2.11	20.57
696	3.11	1.32	4.43	4.43	3.11	3.11	1.32	0	1.32	4.43
697	4.11	4.57	8.68	5.97	4.11	4.11	1.86	2.71	4.57	8.68
698	1.98	0.36	2.34	1.98	1.98	1.98	0	0.36	0.36	2.34
699	0	3.12	3.12	3.12	0	0	3.12	0	3.12	3.12
700	26.17	4.36	30.53	30.53	26.17	26.17	4.36	0	4.36	30.53
701	11.44	2.07	13.51	13.51	11.44	11.44	2.07	0	2.07	13.51
704	11.97	0.88	12.85	12.85	11.97	11.97	0.88	0	0.88	12.85
705	41.15	4.7	45.85	45.85	41.15	41.15	4.7	0	4.7	45.85
727	0	13.12	13.12	0	0	0	0	13.12	13.12	13.12
合計	569.17	146.86	716.03	636.75	569.17	569.17	67.58	79.28	146.86	716.03

群集保護林当初設定面積 636.75ha

地帯区分設定後面積 716.03ha

設定区分内訳		内訳		
区分	設定面積	当初・分割	追加	計
保存地区	569.17ha	569.17ha	0 ha	569.17ha
保存利用地区	146.86ha	67.58ha	79.28ha	146.86ha
計	716.03ha	636.75ha	79.28ha	716.03ha

森林の管理経営の指針

－ 国民の期待に応える管理経営を目指して －

この「森林の管理経営の指針」は、国有林野管理経営規程第4条に基づき関東森林管理局長が作成するものである。

国有林野管理経営規程第4条（抜粋）

法第6条第1項の地域管理経営計画（以下「地域管理経営計画」という）において、定める事項の細目は、次のとおりとする。

（1）国有林野の管理経営に関する基本的な事項

ア 国有林野の管理経営の基本方針

イ 機能類型に応じた管理経営に関する事項

（ア）山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

（イ）自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

（ウ）森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

（エ）快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

（オ）水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

ウ

（以下省略）

令和2年4月

関東森林管理局

付表2 保護樹帯設定基準

<p>1 設定目的</p>	<p>保護樹帯は、新生林分の保護、林地の地力の維持、溪流への土砂等の流出防止、溪岸の崩壊防止、林道等の保護及び景観の維持、生物多様性の保全等、公益的機能の確保のため積極的に設定することとする。また、野生動物の移動や隠れ場等として利用可能な回廊としての機能を併せ持つ効果を期待し、連続した保護樹帯の設定に努めることとする。</p>
<p>2 設定方法</p>	<p>(1) 林地の保全を目的とした保護樹帯</p> <p>ア 主要な尾根の両側、斜面の中腹、溪流沿い等必要な箇所に設定する。</p> <p>イ 幅は、尾根筋にあつては片側概ね30mずつ、尾根筋以外にあつては概ね50m以上を基準とする。</p> <p>(2) 防災を目的とした保護樹帯</p> <p>ア 荒廃の防止及び林道等の保護のため、溪流沿い及び林道等の沿線等、現地の状況に応じ必要な箇所に設定する。</p> <p>イ 幅は、片側概ね50mとし、現地の状況に応じ増減させることとする。</p> <p>(3) 景観の維持を目的とした保護樹帯</p> <p>ア 景観の維持のため道路沿線の必要な箇所に設定する。</p> <p>イ 幅は、片側概ね50mとし、現地の状況に応じ増減させることとする。</p> <p>(4) 生物多様性の保全を目的とした溪畔周辺の保護樹帯</p> <p>ア 溪畔周辺とは、常時流水のある溪流や河川沿い、湖沼及び湿原の周囲に位置する水域と結びつきを持つ範囲であり、水辺から、その地域に成立する高木性樹木の平均樹高の幅（平均樹高が25m以下の場合は概ね25m）を目安とするが、現地の状況に応じて地</p>

	<p>形の一体性を考慮する。</p> <p>イ 幅は、溪流等の片側又は湖沼や湿原の周囲に、その地域に成立する高木性樹木の平均樹高の幅（平均樹高が25m以下の場合は概ね25m）以上を基準とする。</p> <p>ウ 溪畔周辺が針葉樹一斉人工林で占められている場合は、更新、保育、伐採等において、同一林小班内の取扱いと異なるものとして区分し、施業等による攪乱の抑制に努めつつ、本来成立すべき植生への誘導・復元等を図り、上流から下流までの連続性の確保に努めることとする。</p> <p>エ 現状が、既に本来成立すべき植生となっている場合には、自然の推移に委ねるなどその状態の維持・保全を図ることとし、枯損木、倒木等の搬出についても、病虫獣害や災害の防止等に必要なものを除き行わないこととする。</p>
<p>3 施業上の取扱い</p>	<p>(1) 保護樹帯は、広葉樹の中小径木をha当たり100～150m³以上成立させることを目標とする。ただし、大径木で構成されている天然林については、その状態を維持することとする。</p> <p>(2) 人工林が連続している場合には、当該人工林を保護樹帯として設定することとし、新生林分の保護又は伐区の分散を図るために設定した保護樹帯については、新生林分がうっ閉した後、必要に応じて伐採することができるものとする。</p> <p>(3) 保護樹帯を伐採する場合は、伐採率30%以内の単木択伐を原則とする。ただし、上記(2)による伐採については、皆伐することができるものとする。</p> <p>(4) 伐採の時期は、効率的な事業実施を旨とし、隣接林分の主伐又は間伐時に同時に行うことを原則とする。</p>

注) 溪畔周辺における保護樹帯の設定に当たっては、「国有林野の溪畔周辺の取扱要領」（平成24年7月12日付け24林国経第18号国有林野部長通達）に基づき、適切に行うこととする。